

令和7年4月1日現在

## 『配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて』

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取扱いは、以下のとおりです。

1 配分金収入は、所得税法上「雑所得」に区別され、センターから受取った配分金収入は、原則、所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条より、65万円（ただし収入金額を限度とします）を上限として最低保証必要経費（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）が認められております。

2 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等の控除を行います。

3 配分金収入と給与収入がある会員は、最低65万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は、65万円から給与所得控除額を控除した残額が限度です。

詳細は国税庁ホームページから最新情報を確認してください。

### 【国税庁ホームページ】

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について  
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)

